

備考

- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
- 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、職業欄にはその者の当該事業場における職務上の地位、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
- 4 申請時において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
- 5 銃砲の種類欄には、けん銃、空気けん銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨銃、もり銃、建設用びょう打銃、建設用鋼索発射銃、鉦さい破砕銃等の別を記載すること。
- 6 型式欄には、けん銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装てん式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気けん銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式等の別を記載すること。
- 7 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
- 8 公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
- 9 特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、脱着式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
- 10 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
- 11 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
- 12 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気けん銃及び空気銃にあつては、弾丸装てん孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものに

あつては、弾倉の部分の長さを除く。)を記載すること。

なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。

- 13 弾倉型式及び充てん可能弾数欄には、箱型（脱着式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
- 14 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
- 15 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を8及び12により記載すること。
- 16 用途欄には、該当する事項の口内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
- 17 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。添付書類を省略したときは、「(省略した添付書類名)は、 年 月に提出したものと内容に変更ありません。」と記載すること。
- 18 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。